令和８年　№59
○国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

　学系支援課の組織体制及び兼業業務の担当を見直すとともに，総務部附属学校課の組織体制の整理，担当課長の配置及び業務を整理するため，所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和８年９月１日

国立大学法人東京学芸大学長
佐々木　幸寿

令和８年規則第32号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第３号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：学系支援課の組織体制及び兼業業務の担当を見直すとともに，総務部附属学校課の組織体制の整理，担当課長の配置及び業務を整理するため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
第６条　第２条の室及び第４条の課に，別表に掲げる係を置く。 ２　前項の規定にかかわらず，業務の性質上，課又は室に係を置かないことができる。	第６条　第２条の室及び第４条の課に，別表に掲げる係を置く。
〔省略〕	〔省略〕
（学生課） 第９条　学生課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(9)　〔省略〕 (10) 学生支援センターの業務を担当する教員の勤務時間，休暇，出張，研修，旅費，用務外出及び謝金の請求事務等に関すること。 (11)～(15)　〔省略〕	（学生課） 第９条　学生課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(9)　〔省略〕 (10) 学生支援センターの業務を担当する教員の勤務時間，休暇，出張，研修，兼業，旅費，用務外出及び謝金の請求事務等に関すること。 (11)～(15)　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
（国際課） 第１２条　国際課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(11)　〔省略〕 (12) 国際交流／留学生センターの業務を担当する教員の勤務時間，休暇，出張，研修，旅費，用務外出及び謝金の請求事務等に関すること。 (13)～(16)　〔省略〕	（国際課） 第１２条　国際課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(11)　〔省略〕 (12) 国際交流／留学生センターの業務を担当する教員の勤務時間，休暇，出張，研修，兼業，旅費，用務外出及び謝金の請求事務等に関すること。 (13)～(16)　〔省略〕
（先端教育推進課） 第１３条　先端教育推進課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(8)　〔省略〕 (9) 先端教育人材育成推進機構教員の勤務時間，休暇，出張，研修，旅費，用務外出及び謝金の請求事務等（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (10)・(11)　〔省略〕	（先端教育推進課） 第１３条　先端教育推進課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(8)　〔省略〕 (9) 先端教育人材育成推進機構教員の勤務時間，休暇，出張，研修，兼業，旅費，用務外出及び謝金の請求事務等（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 (10)・(11)　〔省略〕

〔省略〕	〔省略〕
（人事課） 第１５条　人事課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3)　〔省略〕 (4) 職員の兼業，勤務時間，休暇その他勤務条件に関すること。 (5)～(15)　〔省略〕	（人事課） 第１５条　人事課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3)　〔省略〕 (4) 職員の勤務時間，休暇その他勤務条件に関すること。 (5)～(15)　〔省略〕
（附属学校課） 第１６条　附属学校課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2)　〔省略〕 (3) 附属学校教員の勤務時間，休暇，出張，研修等に関すること。 (4)～(14)　〔省略〕	（附属学校課） 第１６条　附属学校課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)・(2)　〔省略〕 (3) 附属学校教員の勤務時間，休暇，出張，研修，兼業等に関すること。 (4)～(14)　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
（情報基盤課） 第１８条　情報基盤課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(6)　〔省略〕 (7) ＩＣＴ／情報基盤センターの業務を担当する教員の勤務時間，休暇，出張，研修，旅費，用務外出及び謝金の請求事務等に関すること。 (8)～(10)　〔省略〕	（情報基盤課） 第１８条　情報基盤課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(6)　〔省略〕 (7) ＩＣＴ／情報基盤センターの業務を担当する教員の勤務時間，休暇，出張，研修，兼業，旅費，用務外出及び謝金の請求事務等に関すること。 (8)～(10)　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
（研究・連携推進課） 第２２条　研究・連携推進課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(10)　〔省略〕 (11)教育インキュベーション推進機構教員の勤務時間，休暇，出張，研修，旅費，用務外出及び謝金の請求事務等に関すること。 (12)～(18)　〔省略〕	（研究・連携推進課） 第２２条　研究・連携推進課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(10)　〔省略〕 (11)教育インキュベーション推進機構教員の勤務時間，休暇，出張，研修，兼業，旅費，用務外出及び謝金の請求事務等に関すること。 (12)～(18)　〔省略〕
（学系支援課） 第２３条　学系支援課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)　〔省略〕 (2) 教員の勤務時間，休暇，出張，研修，旅費，用務外出及び謝金の請求事務等（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。	（学系支援課） 第２３条　学系支援課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)　〔省略〕 (2) 教員の勤務時間，休暇，出張，研修，兼業，旅費，用務外出及び謝金の請求事務等（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(3)～(9)　〔省略〕

〔省略〕

（担当課長）

第３２条　総務部に特定の業務を担当する課長（以下「担当課長」という。）を置くことができる。

２　担当課長は，上司の命を受け，特定の事務を処理する。

〔省略〕

別表（第６条関係）

〔省略〕		
総務部	人事課	人事係 給与第一係 給与第二係 職員係
	附属学校課	企画調整係 附属学校支援係 世田谷地区事務係 小金井地区事務係 大泉地区事務係 竹早地区事務係 高等学校事務係 特別支援学校事務係
〔省略〕		
財務・研究推進部	〔省略〕	
	研究・連携推進課	研究推進係 研究協力係 連携第一係 連携第二係

(3)～(9)　〔省略〕

〔省略〕

（担当課長）

第３２条　総務部に担当課長（戦略）を置く。

２　担当課長（戦略）は，上司の命を受け，次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画策定のうち特定の事項に関すること。

(2) その他大学の運営業務に係る特命事項に関すること。

〔省略〕

別表（第６条関係）

〔省略〕		
総務部	人事課	人事係 給与第一係 給与第二係 職員係
	附属学校課	企画調整係 附属学校第一係 附属学校第二係 世田谷地区事務係 小金井地区事務係 大泉地区事務係 竹早地区事務係 高等学校事務係 特別支援学校事務係
〔省略〕		
財務・研究推進部	〔省略〕	
	研究・連携推進課	研究推進係 研究協力係 連携第一係 連携第二係

	学系支援課	
〔省略〕		

〔省略〕

附　則

この規則は，令和８年10月１日から施行する。ただし，第32条の改正規定及び別表の改正規定（総務部附属学校課の欄の改正に限る。）は，令和８年４月１日から適用する。

	学系支援課	総括係 学系第一係 学系第二係 学系第三係
〔省略〕		

〔省略〕